

別紙

諮問第1077号

答 申

1 審査会の結論

「事実確認書」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成26年〇月〇日から平成26年〇月末までの間に東京消防庁人事部服務監察課員が所轄各消防署署員から聞き取った聴取書、及び文書回答を求めた記録等の全文の写し。なお、元〇〇消防署所属署員の公務災害の審査請求に関連する聴取書、及び文書回答を求めた記録等以外の聴取書、文書、記録等は除く。」の開示請求に対し、東京消防庁消防総監が平成29年3月1日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 一部開示決定通知書、別紙「本文（質問及び供述内容）開示しないこととする根拠規定条例7条2号 職員の供述内容は、特定の個人を識別することができる情報のため」に対して審査請求人が開示を求める理由

〇〇消防署内において、東京消防庁人事部服務監察課長他3名が、審査請求人が要求した質問項目に対する資料を作成し、審査請求人に閲覧させた。これは、審査請求人が求めていた文書を基に作成した詳細な職員の供述内容の資料であり、既に開示済みであると言えることから「本文を開示しない」とした効果はな

く、東京消防庁消防総監が行った「本文（質問及び供述内容）」の全てを非開示とした処分を取り消すこと。

また、特定の個人を識別することができる部分があるとするれば、その部分だけを非開示とすることで条例7条2号の目的は達することができるため、「本文（質問及び供述内容）」の全てを非開示とした処分を取り消すこと。

条例7条2号ただし書ハにおいて次に掲げるものは除くとして、「当該個人が公務員等である場合、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」とあり、質問及び供述内容全てを非開示とした処分は誤りである。

(イ) 一部開示決定通知書、別紙「本文（質問及び供述内容）開示しないこととする根拠規定条例7条6号 職員に対する質問及び供述内容は、公にすることにより、今後、職員から事実関係等についての正しい情報や資料の入手が困難となり、人事管理に係る事務を適切に行うことができなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」に対して審査請求人が開示を求める理由

職員の供述は、消防署内で遭遇した出来事を正直に話すだけであり、また、供述者は19名と多数にわたる上に、特定の個人が識別できるものは開示していないことから、供述が人事管理に影響を与えるものではなく、消防庁が主張する非開示の理由とすることにはならない。

また、既に審査請求人が求めた文書と同様の内容が開示されているが、その後、2年以上経過した現在において、消防庁が主張する実害があったことが証明されていないことから一部開示の理由とすることはできない。

特に服務監察課課員が供述者に対して行った質問は消防庁が主張する非開示理由には全く当たらない。

さらに、消防庁は、今後の当該事務が困難となる、人事管理が適切に行うことができなくなる、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼす等と非開示の理由を挙げているが、こうした業務についても常に事務の改善や工夫による内部努力で解決していくべきものであり、条例7条6号に該当せず「本文（質問及び供述内容）」の全てを非開示とした処分を取り消すこと。

## イ 意見書における主張

(ア) 東京消防庁は、「服務監察課における人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例7条6号に該当する。」と主張しているが、支障を及ぼすおそれは単なる抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないとされ、東京消防庁の影響を及ぼすとの主張は単なる可能性であり蓋然性は認められない。

(イ) 本件対象公文書と口頭説明文は別文書であるとしているが、実態は同一内容の文書であり、既に公開した公文書であると言える。よって、本件対象公文書は、条例7条2号ただし書イに該当する。

(ウ) 「質問及び供述内容は一体のものとして特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当するものである。」と主張しているが、別件審査請求の理由説明書で「条例7条2号ただし書イの当庁職員名は慣行として公としている趣旨に鑑み姓のみを開示した。」と主張している。2種類の非開示部分の非開示理由ごとに条例の適用や解釈が異なる内容の主張をするなど、恣意的である。

(エ) 審査請求人が種々述べてきた理由の他に、条例7条2号ただし書ロ、同9条（公益上の理由による裁量的開示）を適用するなどして、一部開示決定通知書の処分を取り消し、開示請求書で求めた文書の開示を求める。

## 3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

### (1) 非開示部分の非開示理由

事実確認書は、人事部服務監察課が職員の供述を録取した内容を記載したものであり、全体が供述者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報として

条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、記載内容のうち、本文（質問及び供述内容）は、公にすることにより、今後、職員から事実関係等についての正しい情報や資料の入手が困難となり、服務監察課における人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当する。

(2) 非開示とした情報が条例7条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イ及び同ハに該当しないことについて

本件非開示部分は、条例7条2号本文に該当するものであり、かつ、「慣行として公にされ」た情報（条例7条2号ただし書イ）ではない。

東京消防庁から審査請求人に対して口頭による説明をしたこと及び口頭説明文（メモ）を閲覧させたことをもって本件対象公文書を開示したのもとも、慣行として公にしたものともいえないから、条例7条2号ただし書イに当たらない。

対象公文書の作成においては、各供述者の役職若しくは立場又は供述内容に応じて質問を変えており、質問及び供述内容は一体のものとして特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当するものである。

公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報等は、「職務の遂行に係る情報」には当たらないとされているところ、本件非開示部分の情報は、職員の勤務態度又は私生活の様子に関する情報であること、さらに職務遂行に係る情報であっても、それが他の非開示情報に該当する場合には、その職及び職務遂行の内容に係る部分を含めて全体が非開示とされることとなるとされていることから、本件非開示部分にかかる情報は条例7条2号ただし書ハに当たらない。

(3) 非開示とした本文（質問及び供述内容）が条例7条6号に該当することについて

服務監察課における供述聴取は、供述において真実たる情報を得るために、素直に供述しやすいよう、供述者の心理に配慮し、供述内容については、公開されないことを前提に行っているのが実情である。仮に、公文書の開示請求によって供述内容が開示されるおそれがある場合は、供述者が真実を話すことで、自己に何らかの不利益を受けるのではないかとの心理的不安が働き、素直な供述が得られないばかりか、真実

を隠す可能性が高くなる。その結果、供述聴取を中心に行う事実確認は、事実上困難となる。ひいては、人事管理に係る資料の確保に支障を来し、事実確認に基づいて再発防止対策等を確立することを含めた服務監察課における人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例7条6号に該当する。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 5月 9日	諮問
平成29年11月28日	新規概要説明（第157回第三部会）
平成29年12月19日	実施機関から理由説明書收受
平成29年12月19日	実施機関から説明聴取（第158回第三部会）
平成30年 1月 9日	審査請求人から意見書收受
平成30年 1月26日	審議（第159回第三部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### ア 事実確認について

東京消防庁人事部服務監察課（以下「服務監察課」という。）による事実確認については、東京消防庁監察規程（昭和43年8月28日東京消防庁訓令甲第28号）11条1項に基づくものであり、監察官及び副監察官は事故等が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに真相の究明にあたらなければならない旨規定

している。

#### イ 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「平成26年〇月〇日から平成26年〇月末までの間に東京消防庁人事部服務監察課員が所轄各消防署署員から聞き取った聴取書、及び文書回答を求めた記録等の全文の写し。なお元〇〇消防署所属署員の公務災害の審査請求に関連する聴取書、及び文書回答を求めた記録等以外の聴取書、文書、記録等は除く。」の開示を求めるもの（以下「本件開示請求」という。）である。実施機関は、本件開示請求に対して、平成26年〇月〇日から平成26年〇月〇日までに作成された19名分の事実確認書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、供述者の階級、職、氏名、生年月日、年齢及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）は条例7条2号に該当し、また、本文（質問及び供述内容）（以下「本件非開示情報2」という。）は条例7条2号及び6号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることによ

り、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報 1 の非開示妥当性について

本件非開示情報 1 は、供述者の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められ、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

審査会が本件対象公文書を見分したところ、本件非開示情報 2 は、実施機関が関係者の立場に応じて質問した事項及び供述した内容をありのまま記録したものであると認められ、さらに供述内容に誤りのないことを示すため、本件非開示情報 2 が記載された部分の後に供述者の署名、押印がなされていることを確認した。

実施機関は、仮に供述内容を公にすることとなると、供述者が真実を話すことにより、何らかの不利益を受けるのではないかとの心理的不安が働き、素直な供述が得られないばかりか、真実を隠す可能性が高くなり、その結果、供述聴取を中心に行う事実確認は、事実上困難となる。ひいては、人事管理に係る資料の確保に支障を来し、事実確認に基づいて再発防止対策等を確立することを含めた服務監察課における人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例 7 条 6 号に該当するなど説明するが、上記説明に不自然、不合理はない。

以上のことを踏まえると、本件非開示情報 2 は、これを公にすることとなると、今後、同種の事案が発生した場合に、関係者からの正確な事実の把握が困難となり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 2 は、条例 7 条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋